

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年11月11日
【四半期会計期間】	第41期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）
【会社名】	株式会社ウィザス
【英訳名】	With us Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 生 駒 富 男
【本店の所在の場所】	大阪府中央区備後町三丁目6番2号 KFセンタービル
【電話番号】	06（6264）4202（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役統括支援本部長 井 尻 芳 晃
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区備後町三丁目6番2号 KFセンタービル
【電話番号】	06（6264）4202（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役統括支援本部長 井 尻 芳 晃
【縦覧に供する場所】	株式会社ウィザス 東京本部 （東京都港区芝一丁目5番9号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 第2四半期 連結累計期間	第41期 第2四半期 連結累計期間	第40期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (千円)	6,231,171	6,474,897	13,679,118
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	116,787	39,400	1,167,559
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株主に 帰属する四半期純損失 ( ) (千円)	127,115	83,714	540,604
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	118,821	131,508	537,242
純資産額 (千円)	4,549,151	4,715,779	4,966,283
総資産額 (千円)	10,817,410	10,824,983	11,800,874
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額 (円)	12.63	8.32	53.73
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	12.62	-	53.59
自己資本比率 (%)	39.71	40.01	38.99
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,055,800	552,095	899,285
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	199,947	809,897	544,233
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	125,558	111,933	746,666
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	2,868,444	3,072,782	4,546,708

回次	第40期 第2四半期 連結会計期間	第41期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	32.31	22.75

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含んでおりません。
- 3 第41期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、当第2四半期連結会計期間において、株式会社吉香の株式を取得し同連結会計期間末より子会社化いたしました。

同社は、翻訳及び通訳の分野で独自性の高い事業運営を行うとともに、語学力の高い人材の派遣等、付加価値の高い人材サービスを展開している企業であり、同社の経営資源と当社グループの教育ノウハウを融合することで、当社グループが推進する総合教育サービスの展開に寄与するものと判断したからであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当社は平成28年7月21日開催の取締役会において、株式会社吉香の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、平成28年7月27日付で全株式を取得しました。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益及び雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。英国のEU離脱問題や新興国をはじめとした世界経済の減速懸念等もあり、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。

当業界におきましても業態を超えた競争の激化及びコストの上昇等により、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような中、当社グループは「社会で活躍できる人づくりを実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンに基づき、独自の意欲喚起教育EMS（the Educational Method of Self-motivation）を更に深化させ、顧客満足度の向上に注力してまいりました。中核事業である学習塾事業及び高校・キャリア支援事業においては、急変する市場・競争環境に適合すべく、地域特性・ニーズを踏まえたコース設計と業態開発、新規7校の出店（1校は子会社化）と移転2校の設備増強、環境変化に柔軟かつ俊敏に運営が行える人材の育成を強力に推進してまいりました。また、今後の更なる事業領域拡大に向け、平成28年4月に実施しました株式会社エヌ・アイ・エス（I.C.NAGOYA）の完全子会社化による日本語教育サービスへの参入に続き、9月には株式会社吉香の完全子会社化による通訳・翻訳及び高度人材派遣サービスへの進出を果たしております。

先行投資とはなりますが、次代に向けた成長戦略実行のため、これらの施策を実施してまいりました結果、当第2四半期連結累計期間における連結業績につきましては、売上高は64億74百万円（前年同期比3.9%増）、営業損失は52百万円（前年同期は営業利益98百万円）、経常損失は39百万円（前年同期は経常利益1億16百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は83百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純利益1億27百万円）となりました。

尚、当社グループの収益構造は、新年度開始となる4月の生徒数が通期で最も少なく、その後増加していくことや夏・冬・春の季節講習会時に売上高が通常月以上に増加することに加え、上半期は固定費や広告宣伝費の先行投資の費用が発生するため、季節的な収益変動要因があります。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### 学習塾事業

学習塾事業におきましては、顧客満足度向上のための指導研修の強化、ICT活用による教員サポート・システムの拡充等の施策を推進し、競争力の強化と人材の育成に注力してまいりました。

当第2四半期連結累計期間における校舎の変動としては、競争力強化のため新規5校を出店するとともに、移転2校、増床1校の設備増強を実施し、校舎数は175校となりました。生徒数につきましては、前期末に6校の統廃合を実施した影響もあり、第2四半期末生徒数は19,201名（前年同期比3.0%減）となりました。しかしながら、次年度からの高校入試改革を見据えた英数時間数拡大に伴う学費変更、速読英語やオンライン小学生英語等のオプションコースの拡充による授業料単価向上に加えて、今年度より新業態として設置しました完全個別制による医系専門予備校MedSUR（メッドシュール）の順調な集客等の結果、売上高は37億77百万円（同0.8%増）となりました。

#### 高校・キャリア支援事業

高校・キャリア支援事業におきましては、通信制高校の特性を活かし、多様なスペシャリスト育成に貢献するため、芸能プロダクション「ワタナベエンターテインメント」が運営する「渡辺高等学院」と提携した芸能コースをはじめとし、スポーツコース、美容コース、ペットコースなど多様なコースを展開してまいりました。また、社会人を対象とした専門カレッジでは保育・介護・ビジネスの資格取得に向けた授業サービスを提供しており、殊に時代のニーズとマッチングしている介護実務者研修コースが伸長しております。

当第2四半期連結累計期間における校舎の変動としては、競争力強化及び新分野進出のため新規2校(1校は子会社化)の出店を実施しており、校舎数は39校となりました。生徒数につきましては、高校部門、専門カレッジ部門ともに前年を上回る状況で推移するとともに、平成28年4月に完全子会社化した株式会社エヌ・アイ・エス(I.C.NAGOYA)の運営する日本語教育部門も寄与し、当第2四半期末生徒数は6,931名(前年同期比6.6%増)となりました。これらの結果、売上高は19億44百万円(同8.6%増)となりました。

#### その他

その他につきましては、主に、広告事業、ICT教育・能力開発事業及び企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業等に係る業績を計上しており、売上高は7億52百万円(前年同期比8.7%増)となりました。

尚、当第2四半期連結会計期間末に株式会社吉香を完全子会社化しており、当社グループとしては通訳、翻訳及びスペシャリスト派遣等のサービス分野に進出いたしました。

株式会社吉香は、通訳・翻訳の分野において90カ国にのぼる多様な言語対応、24時間体制での国際報道サポート等、独自性の高い事業運営を手掛けているとともに、昨今のインバウンド対応において、語学力の高い人材の派遣等、高度人材サービスを展開している企業です。

この株式会社吉香のグループ化により、今後の英語教育の変革への対応として、日本を代表する通訳者や翻訳者の協力の下、独自の英語教育の構築を目指します。

## (2) 財政状態の分析

### (資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて28.9%減少し、40億30百万円となりました。これは主に、現金及び預金が14億49百万円、授業料等未収入金が3億46百万円それぞれ減少したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて10.8%増加し、67億94百万円となりました。これは主に、のれんが5億40百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて8.3%減少し、108億24百万円となりました。

### (負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて15.3%減少し、39億82百万円となりました。これは主に、短期借入金が1億86百万円増加し、前受金が8億80百万円減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて0.4%減少し、21億27百万円となりました。これは主に、社債が40百万円、長期借入金が12百万円それぞれ減少し、退職給付に係る負債が25百万円、資産除去債務が19百万円それぞれ増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて10.6%減少し、61億9百万円となりました。

### (純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて5.0%減少し、47億15百万円となりました。これは主に、利益剰余金が1億98百万円減少したことによるものであります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、以下に記載のキャッシュ・フローにより30億72百万円となり、前第2四半期連結累計期間に比べて2億4百万円増加しました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金の減少は5億52百万円(前年同期は10億55百万円の資金の減少)であり、これは主に、売上債権の減少額3億82百万円、前受金の減少額9億44百万円、非資金項目として減価償却費の計上1億78百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金の減少は8億9百万円(前年同期は1億99百万円の資金の増加)であり、これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出5億95百万円、有形固定資産の取得による支出1億5百万円、保険積立金の積立による支出90百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は1億11百万円(前年同期は1億25百万円の資金の減少)であり、これは主に、短期借入れによる収入3億50百万円、短期借入金の返済による支出1億83百万円、長期借入金の返済による支出1億56百万円、社債の償還による支出70百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

1 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社企業価値の源泉である当社の教育理念及び経営理念、多くのステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保、向上させ得る者が望ましいと考えております。

もとより、当社取締役会は、当社が上場企業である以上、当社株式等の売買は、当社株主の皆様の判断においてなされるのが原則であり、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合においても、その諾否は、最終的には株主の皆様の自由なご意思により判断されるべきものであると考えており、大規模買付行為を全て否定するものではありません。

しかしながら、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、或いは当社取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式等に対してこのような大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

2 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

当社は、「顧客への貢献」、「社員への貢献」、「社会への貢献」という経営理念及び一人一人の生徒を育むことを重視する「1/1の教育」という教育理念の下、「“社会で活躍できる人づくり”を実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンの具現化を継続して追及してきております。

当社は、常に中長期的な視野を持って、「学習塾事業」、「高校・キャリア支援事業」の強化を図るとともに、ICT等による新たな教育サービス・教育コンテンツを提供する事業を開始し、それぞれの収益事業を展開することで、より一層の経営基盤の強化を図っています。今後も中長期的な視点から、経営基盤を強固なものとするための競合優位に導く施策を実施し、これによって高いレベルでの顧客の満足と社員の満足の両立と、企業価値の向上を実現してまいります。そして、成果として得られた企業業績の向上による価値を株主・顧客・社員に対し還元していくことで、さらなる企業価値創造に結び付けてまいります。

(「学習塾事業」部門)

学習塾事業においては、集団指導や個別指導といった、生徒・保護者の多様な教育ニーズに応え得るサービスの提供を拡充するとともに、中学受験・高校受験・大学受験と一貫して、モチベーションのアップにより学力の向上と人間力の成長を図る教育手法で成績向上に柱を置いた指導を実現してきております。また、顧客満足度向上のため研修強化や教員ランク制の導入など授業品質向上をはじめとする教育サービス全体の品質向上を目指した各種施策と、顧客ニーズの高い個別指導校舎の出店戦略に加え、ICTを活用した授業の拡充により、競合力の強化を図りつつ、一層の認知拡大と収益の拡大に結びつけてまいります。

(「高校・キャリア支援事業」部門)

高校・キャリア支援事業においては、平成24年4月に通信制高校子会社2社を吸収合併し、新ブランドへの名称統一と合わせて、シナジー拡大と経営効率の向上を図り、新規入学生の増加に向けて、新しい生徒募集ルートの開拓を進めてまいりました。今後も通信制高校の特性を活かした学習機会の提供を行ってまいります。あらたに地域に根差し、地域全体で生徒を育む教育プログラムを展開し、社会人向けには介護・保育・社会人基礎力育成等の資格取得講座を展開するなど魅力ある教育サービスを提供し、競合他社との差別化を図ってまいります。

(その他)

その他においては、WEB上での各種教育サービスを提供する事業者や教育機関との提携による「仮想学校」など、ICTを活用した新たな教育サービスを当社グループ全体で提供してまいりました。今後もICT教育プラットフォームの提供を本格的に進め、学校・学習塾及び資格系・英会話系等の専門教育機関に加え、企業向け新入社員教育及び営業支援向け社内教育や、児童英語教育サービスの教材や特許権を取得している速読の能力開発教材・システムの販売を行い、新たなビジネスモデルの展開による積極的な市場開発を目指してまいります。

当社は、コーポレートガバナンスの充実及びコンプライアンスの徹底を当社グループ全体の経営の軸として、株主及びステークホルダーの皆様の信頼と期待に応え、当社の企業価値の向上に努めております。

当社はコーポレートガバナンス充実策の一環として、弁護士、公認会計士という立場での、企業の経営管理のあり方に高い識見を有する社外監査役2名を選任しております。また、取締役会の機能を経営の基本方針、経営に関する重要事項の意思決定機関、取締役の職務執行の監督機関と明確に位置づけております。さらに、取締役の職務執行を補完し、より事業運営を円滑に進めるために執行役員制度を設け、執行役員が取締役と連携し、企業価値向上を目指し業績確保・業務改革・顧客満足度向上実現やIR拡充などの主要経営管理機能の充実にスポットを当て、業務執行に反映させております。

また、当社はコンプライアンスの徹底策として、平成18年5月19日に内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス基本規程・経営リスク管理規程・社内通報保護規程の制定を行った上で、当社グループのコンプライアンスの推進に取り組んでおり、今後も継続してコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

### 3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年11月16日開催の当社取締役会において1で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「旧対応策」といいます。）の導入を決議いたしました。その後、当社は経済産業省企業価値研究会をはじめとする買収防衛策に関する議論等の動向等を踏まえ、基本方針を一部変更するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧対応策を一部修正した「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本対応策」といいます。）を3年間更新することについて平成23年6月24日、平成26年6月26日開催の定時株主総会でそれぞれ株主の皆様の承認を得ました。

本対応策は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、または株主意思確認総会を開催する場合にあっては当該株主意思確認総会終了後に大規模買付行為を開始する、という一定の合理的なルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を対抗措置をもって抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株式等について大規模買付行為が行われる場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言及び意向表明書を、日本語にて提出を求めます。当社取締役会は、意向表明書受領後、10営業日以内に株主及び投資家の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付し、リストに従って十分な情報を日本語にて提供を求めます。大規模買付者は大規模買付情報のリストが交付されてから60日以内に大規模買付情報の提供を完了するものとします。もっとも、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、30日間を限度として、大規模買付情報の提供期間を延長することができるものとします。大規模買付者が必要情報の提供を完了した後は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、当社取締役会は、独立委員会に対抗措置発動の是非、株主意思確認総会の要否その他当該大規模買付行為に関連する事項について諮問し、また、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けながら、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、対抗措置

を発動するか否か、対抗措置を発動することにつき株主意思確認総会を開催するか否か等の本対応策に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問するものとします。

独立委員会は当社取締役会より諮問された事項その他につき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為について、中立的な立場で慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告等を行います。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動、株主意思確認総会の開催を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告、または株主意思確認総会の決議内容に従い、対抗措置の発動・不発動等の決議を行います。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、当社取締役会の決定による対抗措置を講じるか否か、または、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合（取締役会決議による対抗措置を講じないとの判断に至った場合でも、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合を含みます。）、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、上限を30日間として、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします。

当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権無償割当てをする場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者は行使が認められないという行使条件や、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、対価として当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件等を設けることがあります。また、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。当社取締役会は、このような決議を行った場合は、速やかに開示いたします。

#### 4 各取組みに対する当社取締役の判断及びその判断に係る理由

2に記載した中長期的な経営計画に基づく取組みは、当社グループの企業価値を向上させるものであり、またコーポレートガバナンスの充実・コンプライアンスの徹底に向けての取組みは、単年度ごとの事業計画を推進し企業価値向上を図る上での基盤となるものと考えています。従って、かかる取組みは上記基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、3に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応策の継続及び廃止は株主の皆様のご意思に沿うものとなっていること、本対応策は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができること、対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、独立委員会の勧告等を得て、当社取締役会はこれを最大限尊重することとし、加えて、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するなど、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれており、この点からも本対応策が基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことが明らかであります。

#### (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	44,760,000
計	44,760,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,440,000	10,440,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	10,440,000	10,440,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成28年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成28年6月24日
新株予約権の数(個)	513
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,300 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月26日 至 平成48年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 285 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、一括して行使する。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1 新株予約権の目的である株式の数は新株予約権1個当たり100株とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとします。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとします。

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。



- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後の行使価額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。  
再編後行使価格は再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
（注）2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
  - (9) 再編対象会社による新株予約権の取得条項  
以下、 から の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案。  
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案。  
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案。  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案。  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について、当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によって、その全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案。
  - (10) 新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年7月1日～ 平成28年9月30日	-	10,440,000	-	1,299,375	-	1,517,213

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社ヒントアンドヒット	大阪市中央区備後町3-3-3	1,238	11.85
株式会社増進会出版社	静岡県駿東郡長泉町下土狩字柄在家105-17	626	6.00
ウィザス社員持株会	大阪市中央区備後町3-6-2 KFセンタービル	530	5.08
堀川直人	大阪府松原市	466	4.46
堀川明人	大阪府松原市	466	4.46
堀川一晃	大阪府松原市	271	2.59
株式会社明光ネットワークジャパン	東京都新宿区西新宿7-20-1	267	2.56
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区晴海1-8-12	267	2.55
浜興産株式会社	兵庫県西宮市甲風園1-5-24	224	2.15
株式会社市進ホールディングス	千葉県市川市八幡2-3-11	220	2.10
計	-	4,577	43.85

(注) 上記のほか、自己株式が377千株あります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 377,700	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,060,200	100,602	同上
単元未満株式	普通株式 2,100	-	-
発行済株式総数	10,440,000	-	-
総株主の議決権	-	100,602	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が22,800株及び自己株式のうち実質的に保有していない株式1,000株が含まれております。また、「議決権の数(個)」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数228個及び自己株式のうち実質的に保有していない株式に係る議決権の数10個が含まれております。

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ウィザス	大阪市中央区備後町3 - 6 - 2 KFセンタービル	377,700	-	377,700	3.62
計	-	377,700	-	377,700	3.62

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が1,000株(議決権の数10個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

#### 第4【経理の状況】

##### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

##### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,626,722	3,176,739
受取手形及び売掛金	178,239	257,495
授業料等未収入金	415,343	69,336
商品及び製品	29,204	28,701
教材	40,791	33,109
原材料及び貯蔵品	9,160	4,617
その他	375,658	463,723
貸倒引当金	7,040	3,370
流動資産合計	5,668,079	4,030,353
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,348,103	2,350,971
その他(純額)	532,445	594,264
有形固定資産合計	2,880,549	2,945,235
無形固定資産		
のれん	3,168	543,799
その他	327,893	368,213
無形固定資産合計	331,062	912,012
投資その他の資産		
投資有価証券	779,662	674,417
敷金及び保証金	1,168,697	1,195,524
その他	999,043	1,108,930
貸倒引当金	26,220	41,489
投資その他の資産合計	2,921,183	2,937,382
固定資産合計	6,132,795	6,794,630
資産合計	11,800,874	10,824,983

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	254,058	223,754
短期借入金	503,790	690,000
1年内償還予定の社債	110,000	80,000
1年内返済予定の長期借入金	167,116	109,052
未払法人税等	49,431	129,316
前受金	2,692,262	1,811,438
賞与引当金	163,804	195,604
その他	758,516	742,899
流動負債合計	4,698,980	3,982,065
固定負債		
社債	120,000	80,000
長期借入金	190,112	177,584
退職給付に係る負債	879,398	904,536
役員退職慰労引当金	18,533	19,573
資産除去債務	677,365	696,777
その他	250,201	248,667
固定負債合計	2,135,610	2,127,138
負債合計	6,834,591	6,109,204
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,299,375	1,299,375
資本剰余金	1,527,761	1,527,761
利益剰余金	2,106,672	1,907,985
自己株式	143,724	143,724
株主資本合計	4,790,084	4,591,398
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	151,531	96,811
土地再評価差額金	454,429	454,429
退職給付に係る調整累計額	113,651	97,835
その他の包括利益累計額合計	189,246	259,783
新株予約権	8,844	15,447
非支配株主持分	356,600	368,717
純資産合計	4,966,283	4,715,779
負債純資産合計	11,800,874	10,824,983

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
売上高	6,231,171	6,474,897
売上原価	4,798,936	4,962,657
売上総利益	1,432,235	1,512,239
販売費及び一般管理費	1,334,115	1,564,729
営業利益又は営業損失( )	98,120	52,490
営業外収益		
受取利息	4,235	4,443
受取配当金	10,436	9,660
持分法による投資利益	308	-
イベント協力金収入	4,743	4,148
その他	13,870	13,985
営業外収益合計	33,595	32,238
営業外費用		
支払利息	9,214	4,626
持分法による投資損失	-	9,907
貸倒引当金繰入額	3,449	-
その他	2,265	4,614
営業外費用合計	14,929	19,148
経常利益又は経常損失( )	116,787	39,400
特別利益		
投資有価証券売却益	44,056	-
持分変動利益	-	28,310
保険解約返戻金	54,104	-
受取補償金	46,190	-
その他	23	-
特別利益合計	144,374	28,310
特別損失		
固定資産除却損	1,976	2,884
投資有価証券評価損	-	20,270
特別損失合計	1,976	23,155
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失( )	259,185	34,244
法人税、住民税及び事業税	53,494	85,880
法人税等調整額	42,538	59,152
法人税等合計	96,033	26,727
四半期純利益又は四半期純損失( )	163,151	60,972
非支配株主に帰属する四半期純利益	36,036	22,742
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失( )	127,115	83,714

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失( )	163,151	60,972
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	27,322	54,719
退職給付に係る調整額	17,007	15,816
その他の包括利益合計	44,330	70,536
四半期包括利益	118,821	131,508
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	82,784	154,250
非支配株主に係る四半期包括利益	36,036	22,742



## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失( )	259,185	34,244
減価償却費	202,060	178,618
株式報酬費用	2,948	6,603
保険解約返戻金	54,104	-
持分変動損益( は益)	-	28,310
のれん償却額	1,584	19,683
貸倒引当金の増減額( は減少)	2,026	6,931
賞与引当金の増減額( は減少)	24,499	26,799
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	18,906	1,337
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	1,039	1,039
受取利息及び受取配当金	14,672	14,104
支払利息	9,214	4,626
持分法による投資損益( は益)	308	9,907
投資有価証券売却損益( は益)	44,056	-
投資有価証券評価損益( は益)	-	20,270
売上債権の増減額( は増加)	356,780	382,955
たな卸資産の増減額( は増加)	5,381	14,389
仕入債務の増減額( は減少)	138,484	57,226
前受金の増減額( は減少)	849,729	944,362
その他の資産の増減額( は増加)	14,119	14,072
その他の負債の増減額( は減少)	559,691	138,267
その他	1,927	5,328
小計	831,479	540,489
利息及び配当金の受取額	13,544	13,080
利息の支払額	10,372	4,761
法人税等の支払額	227,493	19,924
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,055,800	552,095
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	81,763	105,505
無形固定資産の取得による支出	68,750	49,932
投資有価証券の売却による収入	84,165	-
連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による支出	-	595,352
関係会社株式の取得による支出	22,500	-
資産除去債務の履行による支出	24,110	14,531
差入保証金及び敷金等の増減額( は増加)	27,719	13,087
保険積立金の積立による支出	133,936	90,549
保険積立金の解約による収入	425,905	42,401
その他	6,780	9,515
投資活動によるキャッシュ・フロー	199,947	809,897

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	640,084	350,000
短期借入金の返済による支出	440,000	183,790
長期借入れによる収入	-	50,000
長期借入金の返済による支出	143,841	156,310
社債の償還による支出	88,000	70,000
リース債務の返済による支出	11,397	9,740
長期未払金の返済による支出	-	1,382
配当金の支払額	80,594	80,084
非支配株主への配当金の支払額	1,310	10,626
連結の範囲の変更を伴わない 子会社株式の取得による支出	500	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	125,558	111,933
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	981,411	1,473,926
現金及び現金同等物の期首残高	3,849,856	4,546,708
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,868,444	3,072,782

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第1四半期連結会計期間より、株式会社エヌ・アイ・エスの全株式を取得したことに伴い、連結の範囲に含めております。また、当第2四半期連結会計期間末より、株式会社吉香の全株式を取得したことに伴い、連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

当該変更による四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

金融機関、取引先に対する債務保証として次のものがあります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
金融機関との契約に基づく従業員貸付制度の従業員借入額に対する債務保証	1,401千円	1,077千円
取引先(株)JBSファシリティーズの建物賃貸借契約に係る契約残存期間の賃料に対する債務保証	280,000千円	268,000千円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
広告宣伝費	375,512千円	400,175千円
賞与引当金繰入額	18,296千円	20,867千円
退職給付費用	3,972千円	3,773千円
役員退職慰労引当金繰入額	1,039千円	1,039千円
貸倒引当金繰入額	4,303千円	4,018千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金勘定	2,965,396千円	3,176,739千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	96,952千円	103,956千円
現金及び現金同等物	2,868,444千円	3,072,782千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月26日 取締役会	普通株式	80,498	8.0	平成27年3月31日	平成27年6月10日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	80,498	8.0	平成27年9月30日	平成27年12月7日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月24日 取締役会	普通株式	80,498	8.0	平成28年3月31日	平成28年6月9日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年11月10日 取締役会	普通株式	60,373	6.0	平成28年9月30日	平成28年12月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	学習塾事業	高校・キャリア支援事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	3,747,979	1,791,184	5,539,163	692,008	6,231,171	-	6,231,171
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	413,356	413,356	413,356	-
計	3,747,979	1,791,184	5,539,163	1,105,364	6,644,528	413,356	6,231,171
セグメント利益	465,439	50,995	516,435	65,519	581,954	483,834	98,120

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告事業、ICT教育・能力開発事業及び企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 483,834千円には、セグメント間取引消去2,163千円、のれん償却額 1,584千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 484,413千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	学習塾事業	高校・キャリア支援事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	3,777,488	1,944,945	5,722,433	752,463	6,474,897	-	6,474,897
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	493,953	493,953	493,953	-
計	3,777,488	1,944,945	5,722,433	1,246,417	6,968,851	493,953	6,474,897
セグメント利益	395,210	102,049	497,260	74,120	571,380	623,870	52,490

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告事業、ICT教育・能力開発事業及び企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 623,870千円には、セグメント間取引消去 46,843千円、のれん償却額 19,683千円、子会社株式の取得関連費用 28,200千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 529,144千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「その他」セグメントにおいて、株式会社吉香の株式を取得いたしました。当該事象によるのれんの増加額は、当第2四半期連結会計期間において379,326千円であります。なお、のれんの金額は、取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社吉香

事業の内容 通訳、翻訳等の語学サービス及び各種人材派遣事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社吉香は、通訳・翻訳の分野において90カ国にのぼる多様な言語対応、24時間体制での国際報道サポート等、独自性の高い事業運営を手掛けているとともに、昨今のインバウンド対応において、語学力の高い人材の派遣等、付加価値の高い人材サービスを展開している企業であります。また当社グループは、「学習塾事業」、「高校・キャリア支援事業」を中心に多様な教育ニーズに対応した総合教育サービスを展開しており、今後、加速されるであろうグローバル化の中で、中長期的にグローバル人材の育成も目指しており、同社の経営資源と当社グループの教育ノウハウを融合することで、両社の企業価値最大化が旨と判断し、今般の株式取得を決定いたしました。

(3) 企業結合日

平成28年7月27日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年9月30日をみなし取得日としているため、当第2四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	600,000千円
取得原価		600,000千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

379,326千円

なお、のれんは、当第2四半期連結会計期間末における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(2) 発生原因

将来期待される超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額( )	12円63銭	8円32銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額 ( )(千円)	127,115	83,714
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半 期純利益金額又は親会社株主に帰属する四 半期純損失金額( )(千円)	127,115	83,714
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,062	10,062
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 金額	12円62銭	-
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	13	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で、前連結会計年度末から重 要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成28年11月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額..... 60,373千円

(ロ) 1株当たりの金額..... 6円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日..... 平成28年12月6日

(注) 平成28年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月10日

株式会社ウィザス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 生 越 栄美子 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウィザスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウィザス及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。